

仕 様 書

- 1 業務名称
郵便物運搬業務委託
- 2 業務の実施場所
逗子市逗子五丁目 2 番16号 逗子市役所 3 階 総務部総務課
逗子市逗子六丁目 1 番 3 号 日本郵便株式会社 逗子郵便局
- 3 契約期間及び履行期間
 - (1) 契約期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
 - (2) 履行期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 業務を行う日時
 - (1) 業務を行う日については、次に掲げる日以外の日とする。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）
 - (2) 業務を行う時間については、搬出元集荷時間を午後 4 時から午後 4 時30分まで（原則）、搬入先到着時間を午後 4 時30分から午後 5 時まで（原則）とする。
- 5 業務内容
郵便物運搬業務
各部署から持ち込まれた逗子市から発送する郵便物が入った配達物を日本郵便株式会社 逗子郵便局まで、逗子市が指定する時間までにチャーター運搬（混載による兼務運行は不可。）並びに郵便局での引受検査に立ち会う業務。
- 6 運搬物
郵便物が散逸しないよう市が指定した運搬用の専用箱（縦64cm×横44cm×高さ44cm 容量約86L）。
- 7 信書便法の適用
郵便物運搬業務は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号） 第2条第7項第1号に定める特定信書便役務とする。
- 8 契約方法
1 日 1 回あたりの単価契約とする。（運搬業務委託予定日数181日）
- 9 委託料の支払い
郵便物運搬業務委託料は、月額後払いとし、契約書に定める方法で発注者が支払うものとする。
- 10 契約の解除
 - (1) 発注者は、受注者が故意に郵便物等を粗雑に扱い、又は郵便物等の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認めるときは、契約を解除できるものとする。
 - (2) 発注者は、指定された時間までに受注者が郵便物を運搬できず、業務を遂行できないと認めるときは、催告のうえ契約を解除できるものとする。
 - (3) (1)、(2)のいずれかの内容により発注者が契約を解除したときは、受注者は発注者に対

し不服申立て及び損害賠償請求ができないものとする。

11 本契約履行上の注意

本業務の遂行に当たって、事故等不測の事態が発生したとき又は受注者若しくは業務従事者の責に帰すべき事由若しくは本業務の内容に起因して生じた事故等が発生したときは、速やかに発注者に報告するとともに、解決に当たって発注者の指示を受けること。この場合、発注者に対し、事故等の発生した日から3日以内に事故等経過報告書を書面にて提出するとともに、事故等の解決の日から7日以内に事故等結果報告書兼改善報告書を書面にて提出すること。

12 その他

(1) 受注者の責任

ア 発注者が本仕様書又は本契約に基づき受注者に損害の賠償を請求するときは、受注者は、損害について賠償する責任を負う。

イ 本業務に関して発生した業務従事者の労働災害及び業務従事者の責に帰すべき事由若しくは本業務の内容に起因して生じた発注者若しくは第三者における損害については、受注者が自己の責任と費用において処理しなければならない。

(2) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に規定するもののほか、委託する業務内容等について疑義が生じたときは、発注者及び受注者で協議して決定する。